

# 7月 NEWS

## (1) 税制情報

平成 29 年度税制改正により、平成 30 年の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額が変更されました。何度かご質問を受けたので、これを機会に要点をお知らせします。

### 1. 制度の概要

①配偶者控除の控除額が改正されました。平成 29 年以前は給与所得者の合計所得金額に制限がありませんでしたが、平成 30 年以後は給与所得者の合計所得金額が 1,000 万円を超える場合、配偶者控除の適用ができないこととされました。

②配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が、38 万円超 123 万円以下とされました。(改正前：38 万円超 76 万円未満)  
改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額は以下の表のとおりです。

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)			【参考】 配偶者の収入が 給与所得だけの 場合の配偶者の 給与等の収入金額
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別 控除	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

配偶者特別控除の枠が拡充されているので、配偶者に 200 万円ほど収入があっても配偶者特別控除の対象になる可能性があります。しかし、収入が増えることによって住民税の課税や社会保険への加入が必要になることが考えられますので、十分な検討が必要となります。

## (2) 7月の主な税務

7月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

提出期限等	
7月10日	6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (源泉所得税について年二回納付の特例適用者は、1月～6月までの徴収分を納付)
7月17日	所得税の予定納税額の減額申請
7月31日	所得税の予定納税額の納付(第一期分)
	5月決算法人の確定申告
	2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
	法人・個人事業主の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告
	11月決算法人の中間申告
	消費税の年税額が400万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告
	消費税年税額が4,800万円超の4月・5月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告
	固定資産税(都市計画税)の第二期分の納付

## (3) スタッフの一言

今年も早いもので半分が終わりました。先日の大雨による被害を受けられた皆様にはお見舞い申し上げますとともに、いち早く支援が届きますことをお祈りいたします。雨による地盤の緩みで土砂災害などの二次被害も考えられますので、十分にご注意ください。

担当 萩野